

※ 「生活保護受給証明書」等により、認定基準日現在の高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況が確認できる場合は、代用を「可」とする。

生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による
生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書

令和 年 月 日

_____ 福祉事務所長

次の世帯が、令和 年 月 1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による「生業扶助（高等学校等就学費）」の受給中であることを証明する。

世帯主氏名		住所	
世帯員氏名			
氏名	続柄	生年月日	保護開始日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
証明書の使用目的 高校生等奨学給付金の受給手続きのため			
備考			

宮崎県総合政策課みやざき文化振興課
文教担当 連絡先：0985-26-7118